

6 その他検討を要する事項について(意見)

(1) 入札業務

施設事業を行う上で、一定額以上の物件については指名競争入札を含んだ契約業務を行っている。平成15年度の主な契約は以下のとおりである。

表1-20 指名競争入札全体の落札率

指名競争入札の落札率

(単位:千円)

| | 入札日 | 落札回数 | 備考 | 予定価格 | 落札価格 | 差異 | 落札率 | 入札者数 |
|----|-----------|------|----|---------|---------|--------|--------|------|
| 1 | H15.11.7 | 2 | | 9,440 | 9,400 | 40 | 99.58% | 7 |
| 2 | H15.10.10 | 1 | | 18,220 | 17,800 | 420 | 97.69% | 14 |
| 3 | H15.8.29 | 1 | | 6,440 | 5,400 | 1,040 | 83.85% | 9 |
| 4 | H15.8.8 | 1 | | 1,530 | 687 | 843 | 44.90% | 18 |
| 5 | H15.12.2 | 1 | | 13,000 | 7,429 | 5,571 | 57.14% | 17 |
| 6 | H15.12.2 | 1 | | 28,560 | 14,800 | 13,760 | 51.82% | 15 |
| 7 | H15.12.2 | 1 | | 66,900 | 62,000 | 4,900 | 92.68% | 26 |
| 8 | H15.12.2 | 1 | | 75,200 | 72,400 | 2,800 | 96.28% | 27 |
| 9 | H16.6.1 | 2 | ※1 | 18,220 | 18,000 | 220 | 98.79% | 6 |
| 10 | H15.5.30 | 1 | | 10,840 | 10,300 | 540 | 95.02% | 6 |
| 11 | H14.11.13 | 1 | | 3,130 | 3,000 | 130 | 95.85% | 10 |
| 12 | H14.11.13 | 1 | | 18,990 | 18,500 | 490 | 97.42% | 10 |
| | | | | | | | 平均 | |
| | | 計 | | 270,470 | 239,716 | 30,754 | 84.25% | |

※1 二回目の落札額18,300千円から更に交渉

上表のうち、低落札の4・5・6を除くと、次のようになる。

(単位:千円)

| 入札日 | 落札回数 | 備考 | 予定価格 | 落札価格 | 差異 | 落札率 | 入札者数 |
|-----|------|----|---------|---------|--------|--------|------|
| | | | | | | 平均 | |
| | 計 | | 227,380 | 216,800 | 10,580 | 95.35% | |

落札率の低い3件を除くと、平均落札額は95.35%となっている。一方、県では入札制度の改善を実施し、平成15年度の平均落札率は全都道府県の中で最も低い75.6%（全国市民オンブズマン連絡会議「入札調書の分析結果についての報告」より）と言われている。

観光協会によると、

- ・県の制度である電子入札等、一定以上の設備がないと対応が困難な作業が含まれております観光協会としては導入していないこと
- ・施設の建造を申請した市町村が地元業者への発注を求める場合も多いこと（市町村側としては、地元の活性化や将来的なメンテナンス等の便宜を考慮し、地元業者に限定した指名競争入札を依頼することもある。なお、施設事業実施要領の（様式第5号）でも、様式上は観光協会が発注先を選定すると規定されているものの、実情に合わない場合変更して使用するよう注意書きがなされており、事実上市町村が発注先を選定できる（もしくは発注先に制約を設ける）ことが可能になっている。）
- ・一般競争入札は公報の方法がないため難しいこと

といった背景があるとのことである。

しかし、全国で最も入札に透明性が確保されている筈の県に対して、その県と密接な関係のある外郭団体で一般競争入札をしていないことは望ましくない。最近では情報化の進展で従来に比べ公告の手段は多くある。観光協会のホームページの利用や、可能であれば県への入札業務の委託、国の外郭団体が運営する低コストの電子入札システムの利用などを検討し、入札の公平性、競争性をより一層確保することについて検討することが望ましい。

(2) 遊休土地

施設事業では「用地事業仮勘定」「商品」にて、以下の土地を保有している。

表 1-21 土地の時価簿価対比表

| 区分 | 地番等 | m ² | 簿価 | (単位:千円) | | |
|---------------|-----------|----------------|---------|--------------|-----------|---------------|
| | | | | (1) | (2) | (3) |
| | | | | 固定資産税 評価額 | (2) ÷ 0.7 | 評価損益((4)-(1)) |
| 南軽井沢小倉の里別荘分譲地 | 1249-52 | 1,322 | 1,978 | 4,194 | 5,992 | 4,015 |
| | 1249-24 | 1,004 | 1,502 | 4,672 | 6,674 | 5,173 |
| | 1172-101 | 640 | 957 | 4,938 | 7,055 | 6,097 |
| | 1172-102 | 707 | 1,058 | 4,772 | 6,818 | 5,760 |
| | 1172-103 | 755 | 1,129 | 4,547 | 6,495 | 5,366 |
| | 1172-104 | 781 | 1,168 | 5,465 | 7,808 | 6,639 |
| | 1172-113 | 609 | 911 | 4,843 | 6,918 | 6,007 |
| | 1172-114 | 549 | 821 | 4,366 | 6,237 | 5,415 |
| | 1172-115 | 660 | 987 | 5,038 | 7,198 | 6,210 |
| | 1172-119 | 680 | 1,017 | 5,191 | 7,416 | 6,399 |
| | 小計 | 7,707 | 11,529 | 48,027 | 68,610 | 57,081 |
| 白馬山麓 落倉別荘分譲地 | 14920-256 | 1,040 | 628 | 3,114 | 4,449 | 3,821 |
| | 14920-324 | 1,020 | 616 | 2,991 | 4,273 | 3,657 |
| | 小計 | 2,060 | 1,244 | 6,105 | 8,722 | 7,478 |
| 白馬山麓 落倉保健休養地 | 14920-94他 | 129,220 | 76,746 | 1,633 | 2,333 | -74,413 |
| 御代田町 一之沢 | 4106-10 | 5,811 | 25,895 | 120 | 171 | -25,724 |
| | 合計 | 144,798 | 115,414 | 55,885 | 79,836 | -35,578 |

注：固定資産税評価額は土地等の時価の概ね7割といわれることから、時価と推定し評価しなおしたもののが(3)である。

これらは旧開発公社保有の資産を引き継いだものである。うち、軽井沢の別荘地分譲販売事業で残っている区画は水道電気等のインフラも整備されていること、近くで別荘の建築が開始されていることを鑑みると、売却可能性は高い。一方、白馬山麓の休養地は分譲でなく企業や学校等への一括売却を予定していたこと、現在は地元市町村等の規制強化がなされていることを考えると売却は困難と予想される。

本来、観光協会はこれらの土地を造成し分譲する目的で保有していたはずである。しかしながら、これらの土地は観光協会によると平成以前（つまり昭和の時代）から保有しているままであるとのことであり、利活用されているとはいい難い。

以上から、販売可能性のある資産については早急に売却について、販売困難なものについても、何らかの処分ができないかについて、それぞれ検討が望まれる。なお、時価が簿価の50%を割り込んでいる物件（上表では2件、影響額100,137千円）については、正味財産増減計算書での負債減少扱いとした評価損（強制評価減）の計上を行う必要がないか、検討が望まれる。

(3) 用地事業引当金

施設事業では「用地事業引当金」として、商品等として計上した土地を整備し販売できるまでに必要と見積もった費用などを引当金計上している（平成15年度末で110,797千円）。

しかし、引当金は「将来の特定の費用又は損失であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができる場合」（企業会計原則の【引当金について】（注18）より）計上されるべきものであるため、会計上このような引当金は認められていない。

つまり、民間企業でも売却を前提に用地を整備し費用がかかったとしても、実際にかかった費用だけが資産の取得原価に算入されるにとどまり、これからかかると見積もられる整備費用を引当金として計上していない。これは、記述した引当金計上の条件となる「その（費用の）発生が当期以前の事象に起因」すると考えられないためである。

したがって、当該引当金は早急に取崩しを行うことが望まれる。

第七 国民宿舎事業

I 国民宿舎事業の内容

主な事業は高原荘の運営である。もともとは昭和47年、軽井沢町が周辺のスポーツとレクリエーション設備を活用する為、宿泊施設の設置・運営を旧開発公社に要望したことがきっかけで造られた。

また、これに加え、別荘地管理事業（以前分譲した別荘地のパトロール業務）および温泉管理事業（別荘地に引いている温泉給湯設備のメンテナンス業務）を管轄している。

なお、宿舎事業の業績等の推移は、以下のようになっている。

表 1-22 宿舎事業 財務諸表

| 損益計算書 | (単位:千円) | | |
|-------------|----------|---------|---------|
| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
| 営業収益 | 130,758 | 122,451 | 123,027 |
| 宿泊料 | 64,640 | 60,709 | 58,840 |
| 食事料 | 50,359 | 47,393 | 53,463 |
| その他 | 15,759 | 14,349 | 10,724 |
| 営業費用 | 236,050 | 127,266 | 128,480 |
| 原材料費 | 21,771 | 22,125 | 22,500 |
| 人件費 | 51,255 | 49,045 | 44,929 |
| 経費(減価償却費含む) | 163,023 | 56,094 | 61,058 |
| その他の支出 | | | 537 |
| 営業損益 | -105,292 | -4,815 | -5,453 |
| 営業外収益 | 29,776 | 25,473 | 25,220 |
| 営業外費用 | 22,047 | 22,982 | 23,377 |
| 特別収入 | 167,907 | | |
| 特別損失 | 64,006 | | |
| 税引前損益 | 6,336 | -2,324 | -3,616 |
| | | | |

(注)宿舎事業については、独立採算を前提としているため、企業会計方式で決算を行っている。

温泉事業、管理事業の収支は営業外損益に加減している。

(注:財務諸表は千円単位を四捨五入しているため、合計額とは一致しない)

宿舎事業の増減は、以下のように分析される。

①平成13年度の営業費用「経費(減価償却費含む)」が163,023千円と他の2年度に比べて著しく多い。これは、平成13年度に廃止した志賀高原荘の固定資産除却損107,089千円が含まれているためである

②平成13年度には特別収入(167,907千円)と特別損失(64,006千円)が発生しているが、特別収入は志賀高原荘の廃止に伴う一般会計等からの繰出金、特別損失は志賀高原荘の撤去費用等を計上しているものである。

貸借対照表

(単位:千円)

| | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 資産 | | | |
| 流動資産 | | | |
| 現預金 | 32,528 | 24,114 | 13,865 |
| その他 | 3,346 | 2,765 | 3,436 |
| 流動資産 計 | 35,874 | 26,879 | 17,301 |
| 固定資産 | 460,375 | 462,625 | 451,912 |
| 有形固定資産 | 405,364 | 405,214 | 393,870 |
| 建物 | 362,789 | 349,177 | 335,501 |
| その他 | 42,575 | 56,037 | 58,369 |
| 無形固定資産 | 3,411 | 5,811 | 6,441 |
| その他投資等 | 51,600 | 51,600 | 51,600 |
| 投資有価証券 | 51,600 | 51,600 | 51,600 |
| その他 | | | |
| 繰延勘定 | 830 | 515 | 265 |
| 前払費用 | 830 | 515 | 265 |
| 資産 計 | 497,080 | 490,019 | 469,478 |
| 負債 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 借入金 | 252,000 | 252,000 | 239,000 |
| その他 | 18,199 | 13,462 | 9,538 |
| 流動負債 計 | 270,199 | 265,462 | 248,538 |
| 負債 計 | 270,199 | 265,462 | 248,538 |
| 資本 | 345,000 | 345,000 | 345,000 |
| 剰余金 | -118,119 | -120,442 | -124,060 |
| 正味財産 計 | 226,880 | 224,558 | 220,940 |
| 負債・資本 合計 | 497,079 | 490,020 | 469,478 |

(注：財務諸表は千円単位を四捨五入しているため、合計額とは一致しない)

宿舎事業の貸借対照表の増減は、以下のように分析される。

現預金が毎年度減少傾向にあるが、これは、毎期赤字のため債務（特に借入金）の支払に現預金を取り崩す必要があるためと考えられる。

II 監査の結果

1 委託料に係る随意契約の状況について

(1) 概要

宿舎事業において、観光協会から外部の業者に対する委託契約が、平成 15 年度において件数 12 件、合計 5,492 千円締結されている。これらの委託契約はすべて随意契約によっているが、観光協会においては、県の財務規則に準じて契約は原則として競争契約によることとされており、特別な事由がある場合のみ随意契約が認められている。

(2) 監査手続

平成 15 年度に宿舎事業において締結された委託契約（随意契約、件数 12 件、合計 5,492 千円）について、その契約手続及び契約内容が法令に合致していることを確かめるため、契約手続の決裁書類、契約書、会計資料と関係法令を突合し、分析・検討を行うとともに、担当者に対するヒアリングを行った。

(3) 結果

ア 平成 15 年度に宿舎事業において締結された委託契約（随意契約、件数 12 件、合計 5,492 千円）のうち、「高瀬分譲地温泉管理業務契約（3,360 千円）」について、県財務規則第 150 条で定められている検査完了調書の作成が行われているものの、同条で求められている監督職員の立会が実施されていない。

検査の立会は、給付が契約どおりに行われたことを検査し、その検査の事実に客觀性を付与するための重要な手続であることから、今後は県財務規則を遵守することが必要である。

イ 平成 15 年度に宿舎事業において締結された委託契約（随意契約、件数 12 件、合計 5,492 千円）のうち、「自動扉開閉装置保守点検整備業務契約（110 千円）」、「衛生害虫鼠駆除業務契約（191 千円）」及び「建築物環境衛生管理業務契約（525 千円）」について、契約の自動更新が行われていた。これは、観光協会経理規程第 78 条で準用する県財務規則及び県財務規則で準用する地方自治法第 234 条の 3 に反する。

契約の自動更新は、会計年度独立の原則から、地方自治法第 234 条の 3 で認められている電気、ガス、水道、電話及び不動産の借受に関する契約以外の契約については認められていない。今後は上記の規程を遵守することが必要である。

ウ 平成 15 年度に宿舎事業において締結された委託契約（随意契約、件数 12 件、合計 5,492 千円）のうち、「自動扉開閉装置保守点検整備業務契約（110 千円）」及び「衛生害虫鼠駆除業務契約（191 千円）」について、県財務規則第 136 条の 2 第 2 項で定められている随意契約の相手先選定理由の明記が行われていない。

随意契約は、特別な事由がある場合にのみ認められる契約であることから、決裁手続を行う上で相手先選定理由及び適用条項を明記することが必要である。

2 固定資産管理について(意見)

固定資産には現物と台帳に同じ番号のラベルを貼り、定期的に突合をするといった作業は実施されていない。このため資産計上され減価償却計算されているものの、現物が廃棄されて存在しない可能性がある。

少なくとも年に一回程度、現物と帳簿上の数量を突合し、差異の有無・ある場合の原因分析等をすることが望まれる。

3 事業見直しの検討について(意見)

高原莊の運営については以下（1）（2）の検討課題がある。

(1) 事業目的の完了

以下の要因を考慮すると、高原莊の当初の事業目的は既に達成完了されていると考えられる。

ア 国の方針

国では、「民間と競合する公的施設の改革について」（平成 12 年 5 月 26 日付閣議決定）により、

- ・ 国及び特殊法人等が設置主体となる観光施設等の新設及び増築の禁止
- ・ 税制を含めた同一競争条件の確保の観点から、国及び特殊法人等が設置主体となる観光施設ごとの独立採算制を原則とし、一定の基準に基づいて施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績を明らかにし、早期（5 年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行うこと
- ・ 地方公共団体にもこれに準じた措置を要請すること

が公表されている（これを受け平成 14 年、環境省より「今後の国民宿舎の取扱いについて」が公表され、今までの公営国民宿舎についての通知を廃止し、環境省が公営国民宿舎を監督しなくなる旨が記載されている）。

これらは公的施設の民業圧迫との批判を避けるため、民間企業に任せられる部分は民間へ移行させることを前提に公表されていると考えられる。

高原莊はまさに民間企業と競合する施設であり、民業圧迫という批判を上回るような合理的な根拠がない限り、これら国の方針等を視野に入れた検討が必要と考えられる。

イ 類似観光施設の廃止

ここ数年間で、県が関与していた宿舎運営事業の廃止が相次いでいる。

まず、平成 13 年度に観光協会が国民宿舎志賀高原莊を廃止している。

次に、平成 14 年度には、県企業局が運営していた白鳥園（ホテル業を運営実施）を終了させている。

これら 2 施設はいずれも継続的な赤字と役割が既に完了したとの判断に基づき廃止されている。軽井沢の国民宿舎も同様の状況にあり、役割を終えたと考えることが合理的と考えられる。

(2) 損益状況の実績及び見通し

以下の「ア 恒常的な赤字」「イ 投下資本の回収可能性」より、高原荘にこれ以上追加投資が行われても、投下資金が回収される可能性は乏しいと考えられる。

ア 恒常的な赤字

高原荘は以前発生した灯油流出事故(注)の影響で、平成15年度末で225百万円の繰越損失が発生している。これを他の2事業で補い、124百万円の損失に留まっている。

表1-23 宿舎事業 最近5年間の損益推移

| | 高原荘 | | 別荘管理 | | 温泉管理 | | 合計 | |
|--------|---------|----------|-------|--------|-------|--------|---------|----------|
| | 単年度損益 | 累積損益 | 単年度損益 | 累積損益 | 単年度損益 | 累積損益 | 単年度損益 | 累積損益 |
| 平成11年度 | -15,083 | -213,195 | 2,341 | 34,132 | 1,260 | 54,113 | -11,481 | -124,949 |
| 平成12年度 | -4,391 | -217,586 | 3,043 | 37,175 | 1,841 | 55,955 | 493 | -124,455 |
| 平成13年度 | 2,427 | -215,159 | 2,248 | 39,424 | 1,660 | 57,615 | 6,336 | -118,119 |
| 平成14年度 | -5,133 | -220,292 | 552 | 39,977 | 2,257 | 59,873 | -2,323 | -120,442 |
| 平成15年度 | -5,105 | -225,398 | 715 | 40,692 | 773 | 60,646 | -3,616 | -124,059 |

また、最近は設備の陳腐化・老朽化に伴う来客数の減少により、利用率は低下傾向にある。

表1-24 宿舎事業の利用率 ((社) 国民宿舎協会データより)

| | 利用率(%) | |
|--------|--------|--------|
| | 高原荘 | 国民宿舎全体 |
| 平成11年度 | 28.6 | 34.1 |
| 平成12年度 | 28.5 | 33.8 |
| 平成13年度 | 27.6 | 33.4 |
| 平成14年度 | 19.2 | 32.9 |
| 平成15年度 | 18.8 | 32.7 |

(注) 高原荘の利用率は一部屋4人×50部屋=200人を満室として換算されている。実際には一部屋2~3名程度での利用も多く、実務的にはこれ程低い利用率でないと考えられるが、他に適切な利用率を測るものがないためこの率を記載した。

これらのデータから判断する限り、黒字転換する見通しは乏しいと考えられる。

(注) 灯油流出事故とは、平成4年、高原荘の地下埋設タンク配管から灯油が流出したことが発覚した事故をいう。これに伴い、周辺の土壤から灯油を回収するといったコストが発生している。平成15年度までの累計コストは128百万円である。